デジタル技術を活用したみやざきの魅力発信・実証業務委託
企画提案競技実施要領

１　目的

デジタル技術を活用したみやざきの魅力発信・実証業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

２　委託の内容

デジタル技術を活用したみやざきの魅力発信・実証業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

３　契約上限額

７，０３０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
（委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。）

４　委託期間

契約締結の日から令和６年３月２２日まで

５　参加資格要件

以下の（１）～（６）の条件全てを満たす法人であること。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。

（３）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

（４）県税に未納がないこと。

（５）宮崎県暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第４号に規定する暴力団関係者でない者。

（６）地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２１条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

６　企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

７　スケジュール

（１）公告	令和５年５月１５日（月）
（２）参加申込書の提出締切	令和５年５月２６日（金）午後５時
（３）質問等の締切	令和５年５月２９日（月）午後５時
（４）企画提案書の提出締切	令和５年５月３０日（火）午後５時
（５）審査（書面審査）	令和５年５月３１日（水）
（６）企画提案書採択決定(通知)	令和５年６月　１日（木）以降

８　企画提案競技の方法

（１）参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙１）を提出すること。

①　提出先

下記１２を参照

②　提出期限

令和５年５月２６日（金）午後５時

③　提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡をすること。）

（２）質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙２）を提出すること。

①　提出先

下記１２を参照

②　提出期限

令和５年５月２９日（月）午後５時

③　提出方法

電子メール又はファックス　（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡をすること。）

④　問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。(質問者名は公表しない。)

（３）企画提案書の提出

①　企画提案書の内容

仕様書を参照のうえ、各業務ごとの手法や実施体制等を提案すること。

②　提出書類

ア　企画書（６部）

・　提出する企画案は、１案のみとする。

・　書式はＡ４判（一部Ａ３判を折り曲げても可）とし、ページ番号を挿入すること。
・　実施体制及びスケジュールを記載すること。
・　過去の実績（同種業務の実績及び過去３年以内の地方公共団体との同規模の契約実績）を記載すること。

イ　法人の概要が分かる資料（７部）
・　法人の概要が記載されていること。（既存の会社概要等の提出又は企画書への記載に代えることも可とする。）

ウ　見積書（原本１部、写し５部）
・　仕様書に定める各業務内容ごとについて積算した見積書を提出すること。
・　宛名は「宮崎県知事　河野俊嗣」とし、内訳は税抜き表示を基本とする。

エ　参加資格要件に係る誓約書（１部）
・　別紙３により提出すること

③　提出先
下記１２を参照

④　提出期限
令和５年５月３０日（火）午後５時

⑤　提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥　留意事項
提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（４）審査
日　　時：令和５年５月３１日（水）
実施方法：審査委員会による書面審査
審査項目：別添「審査基準表」のとおり
選定方法：複数の審査委員において提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した１者を受託候補者として選定する。

（５）審査結果の通知
令和５年６月１日（木）以降に、採択・不採択にかかわらず通知する。

（６）当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。
①　当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
②　提案書を期限までに提出しないとき
③　提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
④　虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

⑤　提案の内容が契約上限額を超えているとき
⑥　①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

（７）（６）に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

９　契約の方法

（１）受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

（２）受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10　契約保証金

宮崎県財務規則（昭和３９年宮崎県規則第２号）第１０１条の規定による。

11　その他

（１）この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
（２）企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
（３）委託料の支払方法は、精算払いとする。
（４）提出された資料は、返却しない。

12　書類提出及び問合せ先

（１）住所　〒８８０－８５０１　宮崎市橘通東２丁目１０番１号
（２）担当　宮崎県総合政策部産業政策課企画推進担当
　　（担当　瀬之口、大岩根）
（３）連絡先　　電話番号　　０９８５－２６－７０５２
　　ファックス番号　０９８５－２６－００４７
　　メールアドレス　senokuchi-nozomi@pref.miyazaki.lg.jp